

監査報告書

令和4年5月21日

学校法人 星美学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 星美学園

監事 最高ニ三夫 

監事 赤木純子 

私たちは、学校法人星美学園の監事として、私立学校法第37条第3項並びに学校法人星美学園寄附行為第26条に基づいて、同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人星美学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上